

(目的)

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。）第九十五条において準用する弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第六十四条の六第二項及び第六十四条の七第一項の規定による弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）に係る弁護士会の懲戒の処分及び手続に関する日本弁護士連合会（以下「連合会」という。）への通知に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（綱紀委員会に調査をさせたこととの通知）

第二条 弁護士会は、外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第五十八条第二項の規定により共同法人について綱紀委員会に事案の調査をさせたときは、速やかに、連合会に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、弁護士会が所属の共同法人について懲戒の事由があると思料し事案の調査をさせたときは、速やかに、連合会に、第一号、第五号及び第六号に掲げる事項を書面により調査請求書の写しを添えて通知しなければならない。

一 対象共同法人（懲戒の手続に付された共同法人をいう。以下同じ。）の名称、届出番号、主たる法律事務所及び懲戒の事由に係る法律事務所の名称及び所在場所並びに主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会の名称

二 綱紀委員会に事案の調査をさせた旨

三 懲戒請求者の氏名又は名称及び住所

四 懲戒の請求をした年月日

五 綱紀委員会に事案の調査をさせた年月日

六 事案の概要

2 前項本文の場合において、弁護士会は、対象共同法人に他の所属弁護士会があるときは、速やかに、当該の所属弁護士会に、前項に掲げる事項を書面により通知しなければならない。この場合において、弁護士会は、前項ただし書の規定により通知するときは、調査請求書の写しの全部又は一部を添えてすることができる。

（懲戒委員会に審査を求めたこととの通知）

第三条 弁護士会は、外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第五十八条第三項の規定により対象共同法人について懲戒委員会に事案の審査を求めたときは、速やかに、連合会に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 対象共同法人の名称、届出番号、主たる法律事務所及び懲戒の事由に係る法律事務所の名称及び所在場所並びに主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会の名称

二 懲戒委員会に事案の審査を求めた旨

三 綱紀委員会の議決及び事案の内容（綱紀委員会の議決書の謄本を添えてする。）

四 綱紀委員会の議決の年月日

五 懲戒委員会に事案の審査を求めた年月日

2 前項の場合において、弁護士会は、対象共同法人に他の所属弁護士会があるときは、速やかに、当該の所属弁護士会に、前項に掲げる事項を書面により通知しなければならない。この場合において、弁護士会は、綱紀委員会の議決書の謄本に代えて議決書の全部又は一部の写しを添えてすることができる。

（懲戒の処分の通知）

第四条 弁護士会は、外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第五十八条第五項の規定により対象共同法人を懲戒したときは、速やかに、連合会に、次に掲げる事項を書面により決定書及び懲戒委員会の議決書の謄本を添えて通知しなければならない。

一 対象共同法人の名称、届出番号、主たる法律事務所及び懲戒に係る法律事務所（対象共同法人の法律事務所のうち、懲戒の処分が除名又は共同法人の業務停止の場合は全ての法律事務所、退会命令の場合は退会命令に係る弁護士会の地域内の全ての法律事務所、共同法人の法律事務所の業務停止の場合は業務停止に係る法律事務所をいう。）の名称及び所在場所並びに主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会の名称

二 懲戒の処分の内容及びその理由

三 懲戒委員会の議決の年月日

四 懲戒の処分が効力を生じた年月日

五 懲戒請求者に決定が通知された年月日

2 前項の場合において、弁護士会は、対象共同法人に他の所属弁護士会があるときは、速やかに、当該の所属弁護士会に、前項に掲げる事項を書面により通知しなければならない。この場合において、弁護士会は、懲戒委員会の議決書の謄本に代えて議決書の全部又は一部の写しを添えてすることができる。

(懲戒しない旨の決定の通知)

第五条 弁護士会は、外国弁護士法律事務所取扱法第九十五条において準用する弁護士法第五十八条第四項の規定により綱紀委員会の議決に基づき、又は同条第六項の規定により懲戒委員会の議決に基づき、対象共同法人を懲戒しない旨の決定をしたときは、速やかに、連合会に、次に掲げる事項を書面により決定書及び議決書の謄本を添えて通知しなければならない。

一 対象共同法人の名称、届出番号、主たる法律事務所及び懲戒の事由に係る法律事務所の名称及び所在場所並びに主たる法律事務所の所在する地域において所屬する弁護士の名称

二 懲戒しない旨及びその理由

三 綱紀委員会又は懲戒委員会の議決の年月日

四 決定の年月日

五 懲戒請求者に決定が通知された年月日

2 前項の場合において、弁護士会は、対象共同法人に他の所屬弁護士会があるときは、速やかに、当該の所屬弁護士会に、前項に掲げる事項を書面により通知しなければならない。この場合において、弁護士会は、綱紀委員会又は懲戒委員会の議決書の謄本に代えて議決書の全部又は一部の写しを添えてすることができる。

(刑事訴訟の係属による手続の中止等の通知)

第六条 弁護士会は、その懲戒の手続に関し、懲戒委員会又はその部会が同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続を中止したとき、又はその手続を再開したときは、速やかに、連合会に、次に掲げる事項を書面により決定書の謄本を添えて通知しなければならない。

一 対象共同法人の名称、届出番号、主たる法律事務所及び懲戒の事由に係る法律事務所の名称及び所在場所並びに主たる法律事務所の所在する地域において所屬する弁護士の名称

二 懲戒の手続を中止し、又は再開した旨及びその理由

三 決定の年月日

四 懲戒請求者に決定が通知された年月日

附 則

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行)